

(会員向け)

新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

令和2年4月

公益社団法人長浜市シルバー人材センター

[本人の場合]

1. 感染を疑わせる風邪様症状等が出た場合

【発熱(37.5度以上)、咳、咽頭痛、鼻づまり等の風邪に似た症状、全身倦怠感、息苦しさ、食欲不振、場合によっては吐気、嘔吐、下痢等いずれかの症状がある場合】

<自宅で症状が出た場合>

- ① センター担当職員に連絡した上で、就業せず自宅療養してください。
- ② 医療機関を受診する場合には、保健所に連絡し、指示に従ってマスクを着用した上で受診してください。
- ③ 風邪様症状や発熱が4日以上続く場合には、必ず保健所に相談してください。特に、だるさや息苦しさがある場合は速やかに相談してください。
- ④ 基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患等)がある場合で風邪様症状や発熱が2日以上続く場合には早めに保健所に相談してください。

<就業先で症状が出た場合>

- ① センター担当職員に報告し、直ちに帰宅し自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合にはマスクを必ず着用してください。帰宅後の対応は、<自宅で症状が出た場合>と同様です。
- ② 症状が強く、すぐに受診した方がよい場合は、保健所に連絡し、保健所の指示に従ってください。
- ③ 症状があった会員が触れた箇所・物品は、アルコール消毒液または薄めた次亜塩素酸ナトリウム消毒液等で拭き取るよう、センターで手配します。発注者の承諾を得て廃棄処分する場合があります。

2. 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が改善するか、医療機関を受診した結果、出勤が可能と判断された場合には、センター担当職員に連絡した上で就業してください。
- ② 就業中は、体調の変化に十分に注意し、発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等が見られたら、直ちにセンター担当職員に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。公共交通機関で帰宅する場合はマスクを必ず着用してください。帰宅後の対応は、上記1.の<自宅で症状が出た場合>と同様です。

3. 感染が確定した場合

【本人の対応】

- ① 診断が確定したら、保健所の指示(法的入院、就業制限等)に従うとともに、大至急センター担当職員に連絡をしてください。センター担当職員は事務局長および理事長へ報告します。安全就業推進員は、県連合会へ報告します。

現時点では、指定医療機関で治療するまで入院となります。

- ② 診断が確定に至らないが、類似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も大至急センター担当職員に連絡をしてください。
- ③ 保健所より退院及び就業可能の許可を得てから就業を再開してください。

【他の会員等への対応】

- ・シルバー会員の感染が確定した場合は、保健所の職場調査が行われ、発症者と濃厚接触した者が決定されます。
- ・センター担当職員および安全就業推進員は行動範囲を把握し、事務局長と理事長に報告した上で、基本的に保健所の指示に従います。

4. 会員が濃厚接触者となった場合

【就業場所で濃厚接触者と決定した場合や、会員がプライベートで行った場所で感染者が出たことがわかった場合など】

(交通機関、飲食店、コンサート等)

- ① 報道等でわかった場合は、直ちにセンター担当職員に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は就業しないでください。センター担当職員は事務局長と理事長へ報告します。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項をセンター担当職員に伝えてください。判明した日から、原則 14 日間の自宅待機（就業停止）とします。
- ③ 体温測定を毎日実施し、その日の体調とともに保健所の指示の通り記録してください。

5. その他

慢性的に風邪のような症状があり、かかりつけ医等で治療を受けている会員は、治療の状況をセンター担当職員にお知らせください。症状が改善しない場合は、呼吸器内科または耳鼻咽喉科等の専門医の診察を受けてください。

〔同居家族等の場合〕

1. 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちにセンター担当職員に連絡してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く観察してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 会員本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での就業を認めますが、会員本人に発熱等の症状が出現した時点で就業を取りやめ、センター担当職員に連絡してください。

2. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちにセンター担当職員に連絡してください。
- ② 保健所からの指示事項をセンター担当職員に伝えてください。判明した日から、原則 14 日間の自宅待機（就業停止）とします。

③ 体温測定を毎日実施し、その日の体調とともに保健所の指示の通り記録してください。

3. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に風邪様症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、マスクを着用した上で就業し、センター担当職員にその旨を伝えてください。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い）を徹底してください。
- ② 同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、センター担当職員にその旨を伝えてください。

4. 同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちにセンター担当職員に連絡するとともに、他者との接触を避けてください。自宅でわかった場合は就業しないでください。センター担当職員は事務局長および理事長へ報告します。
判明した日から、原則 14 日間の自宅待機（就業停止）とします。
- ② 保健所へ連絡し、指示に従ってください。
- ③ 保健所からの指示事項をセンター担当職員に伝えてください。
- ④ 体温測定を毎日実施し、その日の体調とともに保健所の指示の通り記録してください。

濃厚接触者とは、「感染が確定した人が発病した日以降に接触した者」で次の範囲に該当する者

- ① 発病した人と、同居または長時間同じ空間で過ごした人（車内・ライブ等）
- ② 手で触れたり対面で会話できる距離で感染者と長時間一緒に過ごした人
- ③ 必要な感染拡大防止策（マスク、手指の消毒）をせずに診察や介護などをした人
- ④ 患者（確定）が必要な感染拡大防止策をしていない状態で、2 m以内で2分以上の会話や飲食をともにした人

「新型コロナウイルス感染症有症状者相談窓口（帰国者・接触者相談センター）」

心配な症状がある場合は、まず下記に電話してください。

電話相談窓口	電話番号	備考
滋賀県健康医療福祉部薬務感染症対策課	080-2470-8042	平日、土日祝日 24時間
	077-528-3632	平日 8:30~17:15
長浜保健所	080-2525-6322	平日 8:30~17:15
	0749-65-6660	